

事業分野

我が国産業の 国際的事業展開の支援

課題 5-1
開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援

課題 5-2
開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援

課題 5-3
開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成18年度年間事業計画(2006年4月策定)では、

(1)近年のEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)の動きも踏まえ、日本企業がグローバルな最適生産・分業体制の構築や成長市場等でのマーケット維持・拡大に向けた取り組みを強化し始めており、多様化・複雑化する日本企業のニーズへの対応や海外分野における民間金融機能の状況を十分踏まえた海外リスクのコントロール・引受け、日本企業の国際市場拡大への対応、並びに開発途上国経済への貢献や環境改善効果も企図した国際社会と調和ある海外事業への適切な支援が必要、

(2)昨今のエネルギー・原材料の需給逼迫・価格高騰、開発途上国の経済・社会インフラ整備不足の顕在化は海外投資事業のリスクの高さを露呈しており、また、未発達な現地裾野産業・金融資本市場、外国投資に関する法制未整備・政策変更等のポリティカルリスクは、大きな懸念材料であるところ、本行の海外プロジェクト等に対する豊富な情報・実績、政府・国際機関等とのネットワーク、開発途上国政府等への交渉力等を活かし、我が国政府の政策も踏まえながら、開発途上国における日本企業の事業展開をハード(インフラ整備・裾野産業育成)・ソフト(投資・事業環境整備)の両面から総合的かつ効果的に支援することが必要、

との認識のもと、我が国産業の国際的事業展開の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援 (課題 5-1)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援 (課題 5-2)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援 (課題 5-3)

事業環境

我が国政府は各国との経済連携協定を推進し、フィリピン(2006年9月)、チリ(2007年3月)、タイ(2007年4月)との間で協定に署名したほか、ベトナムやインド、インドネシアとも交渉を行っています。

我が国経済は長期にわたる停滞を脱し、一方、海外では成長著しい新興国を中心に、我が国からの投資、貿易に対するニーズが高まっています。こうした状況下、最適な分業体制の構築や成長市場の獲得等を目指し、我が国企業は海外での事業展開の拡大を図りました。我が国からの海外直接投資は依然としてアジア地域が多くの比率を占めていますが、国別の動向を見ると、中国向けの投資熱が落ち着きつつある一方、価格競争力やリスク分散の観点から、ベトナム、インド等の新興国へのシフトが見られます。2006年11月に本行が実施した海外投資アンケートによれば、我が国企業の新たな事業展開先として、ロシア、ブラジル、中東欧諸国等が注目されています。中東諸国は豊富なオイルマネーを資金源にインフラ整備やプラント増強を進めていますが、2006年度は、発電、淡水化、石油化学等事業への我が国企業の参画が進んだ年でもありました。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、2つが「」、1つが「」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援（課題 5-1）

評価

海外リスクをとって日本企業の行う事業を支援した与信実績は、融資交渉の長期化や我が国企業の検討中止等により計画を下回りましたが、バーレーンの発電・淡水化事業やブルガリアの風力発電事業、ヨルダンの火力発電事業等、中東や中東欧地域も含めて、日本企業の海外事業展開を積極的に支援しました。これらの事業には、外貨獲得・節約効果や技術・経営ノウハウの移転等の開発途上国への経済協力的意義が認められる案件も数多く含まれています。地球環境問題への関心が一層高まっている中、環境配慮・改善への取り組みの必要性も同様に高まっており、環境対策分野で高い技術を誇る日本企業が行う事業支援を推進することも重要です。環境配慮・改善に取り組んだ実績は、事業計画の検討に時間を要したため計画を下回りましたが、開発途上国との間で CDM 事業発掘に向けた協定・覚書を多数締結し、環境ビジネス支援室も設置し、事業支援の実現に向けた体制整備を進めました。日本企業のニーズを適時・的確に把握し、迅速に支援を実現することで、日本企業のグローバルな事業展開や国際競争力強化を一層支援していくことが必要です。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援（課題 5-2）

評価

我が国企業が海外での事業運営を円滑に行うには、現地でのインフラの整備が不可欠です。我が国企業の海外事業展開のニーズに呼応した経済・社会インフラ整備の支援については、相手国内部の事情による検討留保や先方からの要請取り下げ等により計画を下回りましたが、ベトナム北部工業地域の総合インフラ整備やメキシコの通信網拡充事業等、日本企業の進出が著しい国々におけるインフラ整備事業を支援しました。また、裾野産業育成や地場取引安定化支援の実績は、本行及び相手国双方の検討・手続きに時間を要したため計画を下回りましたが、タイやマレーシアにおいて、日本企業と取引のある地場中小企業向けの資金を、地場金融機関を通じて供与しました。我が国企業の国際的事業展開が益々拡大する中、インフラ整備や裾野産業育成等を通じた現地日本企業の事業運営に対する一層の支援強化が必要です。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援（課題 5-3）

評価

開発途上国における投資・事業環境の整備を目指して、現地日系企業と相手国政府を交えた政策対話を積極的に推進し、本行が実施した「海外投資アンケート調査」や、ベトナムの投資環境改善に官民一体となって取り組んだ「日越共同イニシアティブ」等により、日系企業の要望を相手国政府に伝えると同時に、課題達成に向けた方策を協議しました。また、本行と国連貿易開発会議（UNCTAD）が共同で開発途上国の投資環境整備に係る政策提言を行う Blue Book も、2006 年度はガーナ、ザンビアにて調査を実施、両国政府に提言書を手交しました。今後も、本行の有するノウハウやネットワークを活用し、開発途上国の投資環境整備や個別案件の円滑な進捗を図り、日本企業の事業展開を支援することが重要です。

課題 5-1

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 海外リスクをとって与信を実現した日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数		新規		59	88	48	69
日本企業の国際市場拡大への取り組み支援	(指標2) モニタリング指標 アジアの新興国及びアジア地域以外の国における日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数		新規		17		14	
開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援	(指標3) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾プロジェクトのうち、経済協力的意義の高い案件の割合		新規		99%	95%	97%	95%
開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化	(指標4) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件のうち、環境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った企業数		新規		5	8	2	5
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

() (指標3)については、2005年度は案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、計画値、実績値として計上。
 () (指標4)については、2005年度は案件数を、2006年度は企業数を、計画値、実績値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

- ・ (指標1)の実績は計画を下回りました。これは、融資交渉の長期化、我が国企業の検討中止に伴う要請取り下げ、相手国や事業実施者の計画検討の遅れ等が主な要因です。我が国企業がグローバルな事業展開を進め、新興国への事業展開も拡大する中、本行には開発途上国特有のリスクに対応した支援が期待されており、事業実施国や案件固有のリスクを踏まえ、以下のような案件に取り組みました。
 - バーレーンの発電・淡水化事業(116頁、事例紹介参照)、ブルガリアの風力発電事業(128頁、事例紹介参照)、ヨルダンの火力発電事業に対し、プロジェクトファイナンス(注1)を供与しました。いずれも、本行としては当該国向け初のプロジェクトファイナンスです。プロジェクトファイナンスは、融資返済の原資を事業から生じるキャッシュフローに依拠するため、様々なリスクを分析の上、これに対応した枠組みを構築する必要があります。上記の事業においては、本行が相手国政府当局との交渉を通じて、

買電料金の円滑な支払いやレンダーへの外貨送金手段の確保に関する政府からの関与を確保し、融資実現に大きく貢献しました。

(注1) プロジェクトファイナンス：主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム

<事例紹介> 発電・淡水化事業へのプロジェクトファイナンス供与(バーレーン)

中東諸国にとって、電力と水は経済成長にとって不可欠なインフラであり、増大するニーズへの対応は重要な政策課題となっています。各国政府は、インフラの整備・運営を効率化すべく、海外民間企業の優れた技術・ノウハウを積極的に導入しており、我が国企業も中東諸国の電力・水市場を有望な投資先として重視し、ビジネス展開を強化しています。

本行は、我が国企業と欧州の発電・エネルギー事業会社が出資するバーレーンの法人(ヒッドパワー社)に対して、同法人が実施する発電・淡水化事業に必要な資金を、プロジェクトファイナンス・ベースにて融資しました。本事業は、ヒッドパワー社が、バーレーンの水電力省より既存の発電・淡水化プラントを取得するとともに、新たに淡水化プラントを新設して売電・水を行うものです。バーレーンの電力・水道セクターでは最大の民営化事業でもある本件は国際金融界においても注目を集め、本件は、「プロジェクトファイナンス」誌から 2006 年の「ディール・オブ・ザ・イヤー」(中東地域電力事業部門)を受賞しました。

本融資によって、我が国企業による中東向け事業展開を支援するとともに、バーレーンの経済発展及び我が国と同国との関係強化に資するものです。

- 我が国民間金融機関からフィリピンの日系自動車関連企業へのシンジケート・ローンに対して保証を供与しました。フィリピンは、本行が毎年実施している「海外投資アンケート」において、インフラの整備や法制度の運用面が課題として指摘されておりますが、本保証を通じてカントリーリスクを抑制することにより民間金融機関の融資を実現、現地日系企業の資金需要及び資金調達手段多様化のニーズに応えました。

・ 指標に含まれない取り組みとして、以下のような事例が挙げられます。

- 日本政府が ASEAN+3(日中韓)の枠組みで推進するアジア債券市場イニシアティブ(ABMI)に関連して、我が国企業がインドネシアで展開する自動二輪車販売金融事業向けの現地通貨建て社債の発行に対して保証を供与しました(56 頁、事例紹介参考)。
- 2006 年 9 月、インドネシア政府との間で IPP 事業促進を目的とした包括覚書を締結しました。この覚書は、インドネシア政府が法律に定められた財政的支援を電力公社に行うことや、本行が支援する発電事業において同国政府と本行との間で協議を行うことを定めています。電力需給が逼迫した状況にあるインドネシアでは発電能力増強が急務となっておりますが、電力公社の赤字体質がネックとなり、民間資金を活用した発電事業形成が遅れていました。本覚書を通じた事業環境整備により、同国における我が国企業の発電事業展開および安定的な電力供給確保を図るものです。
- インド政府との間で、本邦企業によるインド向け直接投資を促進するための業務協力協定を締結し(2006 年 12 月)、投資環境や投資動向に関する情報共有、投資セミナーの定期的開催、直接投資に伴う問題解決に向けた対話フォーラムの開催等につき合意しました。

日本企業の国際市場拡大への取り組み支援

- ・(指標 2)の実績は昨年水準をやや下回りました。実績の具体例としては、ロシアの自動車販売・整備事業、トルコやポーランドにおける自動車用部品の製造・販売事業、チェコの金属プレス部品の製造・販売事業等が挙げられます。アジア新興国(カンボジア、ラオス、ミャンマー)向け投融資の実績はありませんでしたが、指標外の取り組みとして、外部団体が主催するセミナーでこれら諸国の投資環境について講演を行ったほか、投資を検討している我が国企業の相談に応じる等、本行の有する知見を我が国企業向けに活用しました。

開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援

- ・(指標 3)の実績は計画を達成しました。我が国企業が海外で円滑に事業展開を行っていく上で、外貨節約・獲得効果や技術・経営ノウハウ移転等、受入国の経済への貢献も考慮した調和的な関係を築くことが必要です。具体例としては、サウジアラビアの石油化学事業(事例紹介参照)、ヨルダンの発電事業、パレーンの発電・淡水化事業(116 頁、事例紹介参照)、インドネシア、フィリピン、インド等における自動車部品製造・販売事業、ベトナムの医療器具製造・販売事業等への支援があります。

<事例紹介> 石油化学プラント増設事業への支援(サウジアラビア)

本行は、我が国企業とサウジアラビアの政府系化学企業が出資するサウジアラビア法人に対し、同法人が行う世界最大級の合成繊維原料製造事業のプラント増設資金として、民間金融機関並びにサウジアラビア政府系金融機関と協調して融資を供与しました。

日本にとって、サウジアラビアは主要な原油輸入国ですが、同国は石油化学産業の強化を中心とする産業多角化とそれに伴う雇用創出・外貨獲得を国策として推進しており、本事業は、その立上げ以来 20 年以上に亘り同国石油化学産業の発展に貢献し、日サ経済協力の象徴的な事業となっています。本行は 1998 年度にも同事業のプラント増設資金として融資を供与していますが、引き続き同事業の拡大とサウジアラビアの産業多角化政策を支援するものです。

また本件は、日本の石油化学産業にとっても、原料立地によってコストを削減して収益性を高めることで、国際競争力を確保することが期待されます。

開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化

- ・(指標 4)の実績は計画を下回りましたが、この要因は、主として事業計画の検討に時間を要したためです。具体的な実績の例としては、インドネシア向けツーステップ・ローンによる現地日系企業のバイオマス発電設備増設の支援、ブルガリアの風力発電事業向け融資(128 頁、事例紹介参照)が挙げられます。
- ・また指標外の取り組みとして、インドネシア、フィリピン、スリランカ政府との間で京都メカニズムに関する業務協力協定・覚書を締結しました。これらの協定・覚書では、CDM(注 2)候補事業に関する情報交換を進め、本行より我が国企業に情報を提供するとともに、本行が候補事業に対するファイナンスの検討、助言を行うことを定めています。また、中国の省エネルギーサービス業界団体やタイの商業銀行との間でも同様の協定・覚書を締結しました。さらに本行内部にも環境ビジネス支援室を設置し、温室効果ガス削減や資源利用効率化等の環境改善事業に取り組む我が国企業の支援を一層強化しました。

(注 2) CDM(クリーン開発メカニズム)：京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 我が国企業が、アジアの新興国やアジア以外の地域へ事業展開を進め、また環境改善事業等の新たな事業分野に進出しつつある中、事業主体である我が国企業や資金を提供する民間金融機関からは本行のノウハウやリスク対応能力に対する期待も高まっています。我が国企業のニーズを適時・的確に把握し、迅速に支援を実現することで、我が国企業のグローバルな事業展開や国際競争力強化を一層支援していく必要があります。

課題 5-2

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	
開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済・社会インフラ整備案件向け出融資保証承諾プロジェクト数	11	26	16	14	24	19	18
開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援	(指標2) 開発途上国の裾野産業育成支援案件・日本企業の地場取引安定化支援案件向け出融資保証承諾プロジェクト数	新規			65	56	44	49
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)、(指標2)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進

- 我が国企業の海外事業展開のニーズに呼応したインフラ整備となる(指標1)の実績は、計画を下回りました。この要因は、相手国の内部事情による検討の留保、先方からの要請取り下げ等によるものです。実績の具体例としては、ベトナムの投資環境改善事業向け円借款(事例紹介 参照)、フィリピンの電力セクター開発プログラム向け事業開発等金融、メキシコの通信網拡充事業向け民間シンジケート・ローンに対する保証(120頁、事例紹介 参照)、オマーンのソハール港拡張事業向け事業開発等金融(100頁、事例紹介 参照)等が挙げられます。

<事例紹介> ビンフック省投資環境改善事業(ベトナム)

我が国からベトナムへの直接投資は、2003年の1.0億ドルから2006年の9.3億ドルと急増しています。従来は、ホーチミンをはじめとする南部への投資が主流でしたが、近年では、物流インフラ整備と投資誘致活動により、北部地域への投資も伸び続けています。

本事業は、ハノイ市西側に隣接し工業地域として開発が進むビンフック省において、ハノイ市と同省を結ぶ道路や、上下水道、電力等のインフラ整備を行うものです。従来、北部では、我が国企業は日系工業団地を中心に進出していましたが、最近では用地不足が著しく、地場の工業団地に進出するケースが増えつつあります。しかしながら、現地日系企業からは、インフラの未整備がネックとして指摘されていました。本事業は、ビンフック省の投資環境整備を図り、地域経済の活性化やハノイ大都市経済圏のバランスの取れた社会経済発展を支援するものです。

< 事例紹介 > 通信網拡充事業向け民間シンジケート・ローンへの保証供与(メキシコ)

2005年4月に日墨経済連携協定が発効したメキシコでは、自動車・電機関連企業をはじめとする多くの我が国企業が進出しており、現地での円滑な事業展開のためのインフラ整備が課題となっています。

こうした中、本行は、メキシコ電話会社が実施する固定通信網拡充及びインターネット・データ通信事業への設備投資資金向けの民間シンジケート・ローンに対して保証を供与しました。

本件により、現地日系企業の事業活動に不可欠な通信インフラ整備が進むと共に、本行とメキシコ電話会社との関係強化を通じて、我が国企業によるメキシコ通信市場におけるビジネス機会の創出にも繋がることが期待されます。

- ・ 指標に含まれない取り組みとしては、以下のものが挙げられます。
 - 南アフリカ共和国政府との間で、包括戦略パートナーシップに係る協定を締結しました。重要なインフラの整備、地場産業の振興、その他日本企業の関与が期待されるプロジェクトについての情報及び意見交換を行うことにより、同国と日本との経済関係の強化、日系企業ビジネス環境改善、及び同国における一層のビジネス機会の創出を図るものです。
 - インドネシア政府との間で IPP 事業促進を目的とした包括覚書を締結したほか、インド政府との間で対印直接投資の促進に向けた業務協力協定を締結しました(116 頁参照)。これらの取り組みは、電力等のインフラ整備分野への我が国企業による投資の支援を通じて、現地日系企業の事業環境整備を図るものです。

開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援

- ・ (指標 2) の実績は計画を下回りました。これは本行及び相手国側双方にて検討や手続きに時間を要したことが要因です。主な実績としては、タイやマレーシアの地場銀行向けツーステップ・ローン(事例紹介参照)のほか、フィリピンにおける半導体・電子部品の製造・販売事業やインドネシアにおける鋳鉄ピストンリング・カムシャフトの製造・販売事業向け個別融資が挙げられます。

< 事例紹介 > 地場銀行向けツーステップ・ローンを通じた裾野産業育成(タイ)

タイは我が国企業の主要投資先として、自動車や電機・電子産業などの製造業を中心に、多くの我が国企業が現地で事業を展開していますが、こうした企業の事業活動には、現地企業からの原材料や部品の調達が不可欠です。

本行は、タイの商業銀行(TMB 銀行)並びに中小企業開発銀行に対し、我が国企業と取引のある地場中小企業向けの資金として、事業開発等金融を供与しました。現地裾野産業の育成により我が国企業のタイにおけるサプライチェーンの高度化を図り、さらに現地調達比率の向上を通じてコストを削減し、国際競争力強化に資することが期待されます。

本行は2005年12月の東アジアサミットの機会を捉え、TMB 銀行との間で裾野産業育成を目的とした事業開発等金融に係る覚書を締結、融資契約調印に向けて検討を進めてきましたが、2006年4月に同行との間で契約調印に至り、これに引続き同年9月には中小企業開発銀行との間でも融資契約調印を実現しました。2007年4月に署名された日タイ経済連携協定においても、中小企業支援における二国間の連携が盛り込まれており、本融資の活用が期待されています。

- ・ 指標に含まれない取り組みとしては、以下のものが挙げられます。
 - アジアの裾野産業育成支援の一環として、アジア諸国の輸出入銀行スタッフに対して日本の中小企業育成の現場視察の機会を設けました。また、11月のアジア輸銀フォーラム第12回年次会合においては、アジア・大洋州主要国の輸出入銀行等と、中小企業や裾野産業支援も含めた協力・連携を確認する、「東京コンセンサス」を調印しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 我が国と開発途上国との経済連携協定が拡大する中、我が国企業の開発途上国への事業展開は今後ますます拡大していくことが見込まれます。我が国企業の現地での円滑な事業運営を側面から支援すべく、インフラ整備や裾野産業の育成等、事業基盤整備のための取り組みを今後一層強化していくことが必要です。また、経済連携協定に盛り込まれた個別具体的な協力事項を実現させる上で、本行に寄せられる期待も大きいところ、我が国及び相手国政府と計画段階からの十分な連携を強化することが重要です。

課題 5-3

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進								
開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充								
評価結果								

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進

- 我が国企業に対する「海外投資アンケート調査」(注)、開発途上国との政策対話や個別調査等を踏まえ、インフラ整備や法制度の運用等、開発途上国の投資環境の改善に関する提言の実施およびフォローアップに積極的に取り組みました。実績の例は、以下のとおりです。

(注) 海外投資アンケート調査：海外事業に実績のある日本の製造業企業の海外事業展開の現況や課題、今後の展望を把握する目的で、1989年より実施しており(計18回)、調査結果は内外に幅広く発信されています。

- **海外投資アンケート調査の活用**
各国投資環境について改善すべきと我が国企業が捉えている課題(法制の不透明な運用など)を含め、調査結果をアジアをはじめ多数の開発途上国の政府関係者に説明しました。マレーシアでは、現地日本人商工会議所とマレーシア国際貿易産業大臣、在マレーシア日本大使、地場企業代表者との間の協議会に参加、現地日本企業より要望事項をマレーシア側に伝える一方、マレーシア側からは投資環境改善に向けた具体的な取り組みにつき説明がありました。
- **ガーナ・ザンビア**
本行は、カンボジア、ラオス(2004年度)、ケニア、ウガンダ、タンザニア(2005年度)に対し、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で投資環境整備に係る政策提言を実施しましたが、今年度はこれに続き、ガーナ、ザンビアに対して同様の政策提言を行いました。提言書(Blue Book)においては、各国政府が短期間(1年以内を目処)で実施可能な、効果的かつ現実的な行動計画を提示しており、これらの国々の投資環境整備が進むことで、我が国企業による直接投資の促進が期待されます。
- **フィリピン**
フィリピンの貿易産業省と共同で、日系企業をはじめとするフィリピン進出企業、国際機関等の援助機関、フィリピン政府関係省庁等を対象とした投資環境セミナーを開催しました。このセミナーではインフラ整備や汚職対策等を速やかに実行してほしいとの現地日系企業からの要望を紹介すると共に、

今後の投資環境改善の方法について参加者間で意見交換を行い、インフラ整備の重要性等についての共通認識を醸成しました。

➤ ベトナム

日越両国の官民が協力してベトナムの投資環境改善に取り組む「日越共同イニシアティブ」は、第1フェーズが2005年に終了しましたが、2006年2月より第2フェーズが立ち上げられ、インフラや法制度整備等、投資環境改善に向けてベトナム政府当局への働き掛けを行いました。同イニシアティブ第1フェーズによる官民一体となった投資環境改善の取り組みの結果、我が国の対越直接投資額は2003年の1.0億ドルから2006年の9.3億ドルへと飛躍的に増加しています。ベトナムは2007年1月にWTOへの正式加盟を果たし、同月には我が国との間で経済連携協定に向けた交渉を開始する等、今後も更なる我が国企業の進出が見込まれ、投資環境改善の取り組みは一段と重要性を増しています。

・ 開発途上国における投資環境改善を図るべく、以下のような制度面の改革に向けた支援を行いました。

- インドネシアにおいて、世界銀行、アジア開発銀行と協調融資にて「インフラ改革セクター開発プログラム」を供与しました(2007年3月)。本件は、法制度の整備や運用の徹底により、民間セクターのインフラ投資促進等のための政策・制度改革を支援するものです。
- ベトナムに対し、世界銀行やアジア銀行等と協調しつつ、第5次貧困削減支援借款を供与しました(2007年3月)。本件は、金融セクター改革、民間セクター開発、貿易自由化等の市場経済化と国際経済への統合を強化し、投資環境改善に資するものです。

開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充

- ・ 開発途上国においては、政治経済体制の変更等により、我が国企業の事業環境が大きな影響を受けることがあります。民間企業単独ではこうした環境変化に対応することが困難な場合もあり、本行の有するネットワークや情報力を活用し、現地日系企業の事業展開を支援することが重要です。
- タイでは2006年9月の政変により政権が交替し、その後、投資関連法制の一部が改定されました。本行は、改定の内容や今後の見通し等につきタイ政府当局にヒアリングを行い、我が国企業の情報ニーズに応えました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 国際的事業展開を進める我が国企業に対して、本行の調査業務成果や外部機関とのネットワークを通じた世界各国の事業・投資環境に関する豊富な情報を提供することが一層期待されています。今後も引き続き、本行の有するノウハウやネットワークを最大限に活用し、開発途上国の投資環境整備や個別案件の円滑な進捗を図り、日本企業の事業展開を支援することが重要です。